

# わが名はルイ・ド・ブルボン

——絶対王政期フランスの血統親王 prince du sang——

嶋 中 博 章

一 コンデ親王、ぶたれる

フロンドの乱只中の一六五二年七月三一日午後二時頃、パリ高等法院次席検事オメール・タロン Omer Talon (一五九五—一六五二)のもとに、オルレアン公ガストン Gaston, duc d'Orléans の使者が駆け込んできた。「直前に起こったある重大で厄介な事件に関して、ムツシユー〔オルレアン公〕が私の意見を求めていた<sup>(1)</sup>」のである。

事件の顛末はこうだ。この日、オルレアン公の邸にフロンド派諸侯が集まった。その際、リウー伯 comte de Rioux (一六二三—一六九四)とタラント公 prince de Tarente (一六二〇—一六七二)の間で、上席権をめぐる諍いが生じた。リウー伯はロレーヌ家のエルブフ公 duc d'Elbeuf を父に持ち、一方のタラント公はシャルル七世の侍従長を輩出したラ・トレムイユ家に属していた。互いに名門同士、どうしても上席権は譲れなかったたのであろう。ただ、問題が彼らふたりの上席権争いとどまっていたなら、わざわざ次席検事のもとへ使者が走る必要はなかったかもしれない。事件はその直後、その場に居合わせ

たコンデ親王ルイ二世 Louis II de Bourbon, prince de Condé (一六二一—一六八六) がタラント公に肩入れしたことから生じた。

……〔コンデ親王に向かって〕リウー伯は、自分はいたいことをするし、これから先もそのつもりだ、と応じた。そしてこの言葉に加え、腕を親王殿下に突きつける動作をした。腕をあまりに近づけすぎたためだろう、親王殿下はこうした身振りと言葉によって辱めを受けたと感じ、リウー伯に強烈な平手打ちを喰らわせた。するとリウー伯は平手打ちを返し、さらに二歩退って剣に手をかけた。すぐにムツシユーの衛兵隊が彼を取り押さえ、バステイーユに連行した<sup>(2)</sup>。

この報告の後も、何人かの知人がタロンを訪ね、事件の詳細について語っていった。検事局検事ベシュフェール Beschefer は、コンデ親王は平手打ちを返されたのではなく、「拳で殴られた」のだと伝えた。また、唯一の目撃者を自認するロアン公 duc de Rohan によれば、「親王殿下は身体に拳の一撃を受けた」のであり、リウー伯を取り押さえたのはロアン公で、彼が取り押さえた「リウー伯を親王殿下はほこぼこに殴った」のだ<sup>(3)</sup>。このように細かな点については情

報に乱れもあったが、コンデ親王がリウー伯から身体的な暴力を受けたことだけは間違いないさそうだった。

タロン個人の意見では、必ずしもリウー伯だけに非があるとは思えなかった。タラント公が主張する上席権には根拠が乏しいように思えた<sup>(4)</sup>。それに、自分を弁護してくれたコンデ親王に感謝するでもなく、ただ黙って彼がリウー伯と衝突するにまかせていたタラント公は、「頭が弱い」ように感じられた<sup>(5)</sup>。しかしタロンにとって、それでもリウー伯のとつた行動は決して許されることではなかった。その理由をタロンはこう説明する。

ぶつ動作によって血統親王の身体に加えられた侮辱は、今世紀に例のない陵辱で、重大な結果を招くだろう。……血統親王の身体に加えられた侮辱行為に対する刑罰は、裁判官の裁量に委ねられる。私としては、死刑に値するもの<sup>(6)</sup>と考える。

つまりタロンは、コンデ親王が「血統親王 *prince du sang*」であることを重く見たのだった。そして、その血統親王の身体に暴力を加えたりウー伯に死刑さえ要求している。もちろんタロンならずとも今日の近世史研究でも、血統親王が社会的にきわめて高い地位にあったことは十分認識されている。ところが逆に、あまりに自明すぎて血統親王という地位の内実については、これまで十分な配慮がなされてこなかったように思う。アンシアン・レジーム研究の大家ピエール・グベールでさえ、血統親王を大貴族 *grands* という一語で他の有力貴族と一括りにしてしまい、血統親王独自の性格については言及がない<sup>(7)</sup>。

しかし、血筋に主権の正当性の根拠を持つ世襲王朝国家にあって、王の一族である彼ら血統親王をどう処遇するかは王権にとって統治の

根幹に係わる問題であったはずである。この点を見損なつたままでは、君主政の本質を見失うことにもなる。そこで以下では、コンデ親王殴打事件を手がかりに、血統親王が一七世紀にどのような存在として認識されていたのか、そしてその認識がどのような作用を現実<sup>(8)</sup>に及ぼしていたのか、具体的な状況に則しながら考察していきたいと思う。そしてそれらの考察をもとに、君主政国家における血統親王と王権の関係について見通しを得たい。

## 二 「もうひとつの王の身体」

オメール・タロンはリウー伯の行為を「今世紀に例のない陵辱」として、強い憤りを示したのだった。しかし実際には、彼の生きた一六世紀末から一七世紀前半にかけては、もつと深刻な事件が起こっている。タロンの生れる六年前の一五八九年には、ヴァロワ朝最後の王アンリ三世が旧教同盟派の修道僧ジャック・クレマンによって殺害された。さらに、タロンの青年期、一六一〇年には、ブルボン朝の祖先アンリ四世がラヴァイヤックの兇刃に倒れている。親王がぶたれるどころか、王殺しが立て続けに起こっているのである。近世史家クリスチャン・ジュオーはこの事実を指摘し、「この厳格な次席検事〔タロン〕から記憶が消えてしまったようだ。……あたかも、リウー伯がジャック・クレマンとラヴァイヤックを消し去ってしまったかのように<sup>(8)</sup>」と皮肉を投げかけている。

しかしだからと言って、ジュオーはタロンの混乱を批判しているわけではない。これまでこの事件に対する後世の歴史家の態度は意外な

ほど冷淡で、コンデ親王の伝記作者でさえも取り上げる者が少なかった。<sup>(9)</sup> そうした状況の中でジュオーは、絶対主義国家で血統親王が果たした機能を明らかにする格好の材料として、このコンデ親王殴打事件に関心を寄せ、オメール・タロンの反応に理解を示したのである。タロンが過去の王殺しの事実を忘れるほどに動揺したのは、コンデ親王が血統親王として国家機構の中できわめて重要な機能を担っていたからだと言うのだ。

ジュオーによれば、「彼〔リウー伯〕は王政の神秘的な身体を破壊しかけた。その王政の神秘的な身体には親王も組み込まれている。だから、オメール・タロンの大げさな反応は、大貴族集団内における血統親王の地位の特殊性と、血統親王が―血を通じて―王の権力と不可分に結びついていることを明らかにしてくれる、つまり血統親王は、国家のシステムに統合されているのである」<sup>(10)</sup>。

ジュオーのこの指摘は、王権との一体性という特殊な側面を強調することで血統親王を他の有力貴族と区別し、絶対王政の中に位置づけ直そうとした点で注目し値する。ジュオーの言葉に従えば、血統親王は「もうひとつの王の身体『autre corps du roi』であり、ルイ一四世が語ったとされる有名な言葉に倣えば「彼もまた国家」に他ならなかった。<sup>(11)</sup>

ここで一度、制度面から君主政国家に占める血統親王の地位を確認しておこう。理論上、血統親王とは、ユーク・カペの男系男子の子孫を指す。ただ実際は、ユーク・カペの子孫であるだけでは不十分で、さらに聖王ルイの末裔であることが必須条件とされた。ルイ九世の聖なる血を引く男系男子が血統親王ということになる。そして、これら

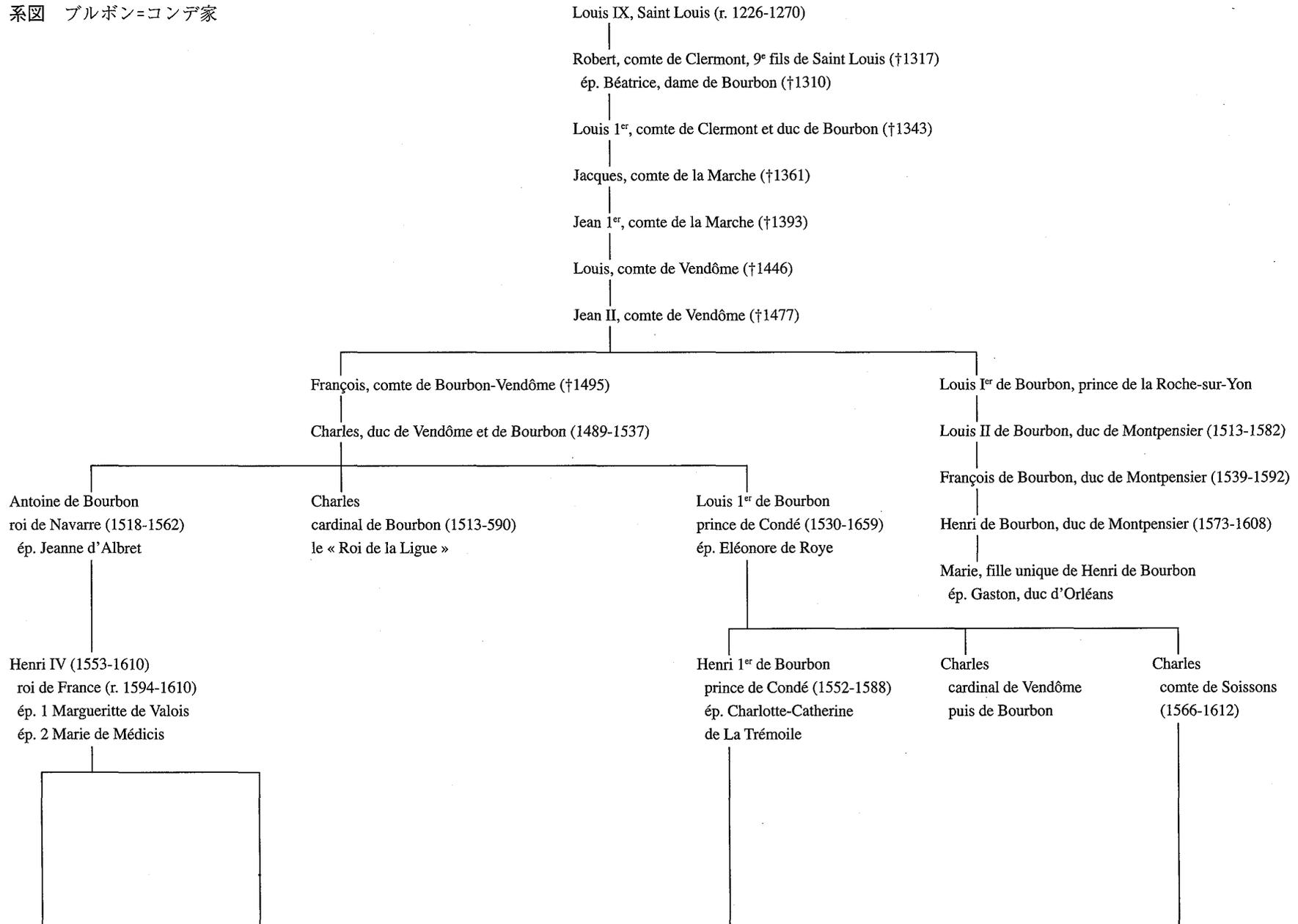
の条件を満たす者は、必然的に王位継承の有資格者でもあった。<sup>(12)</sup>

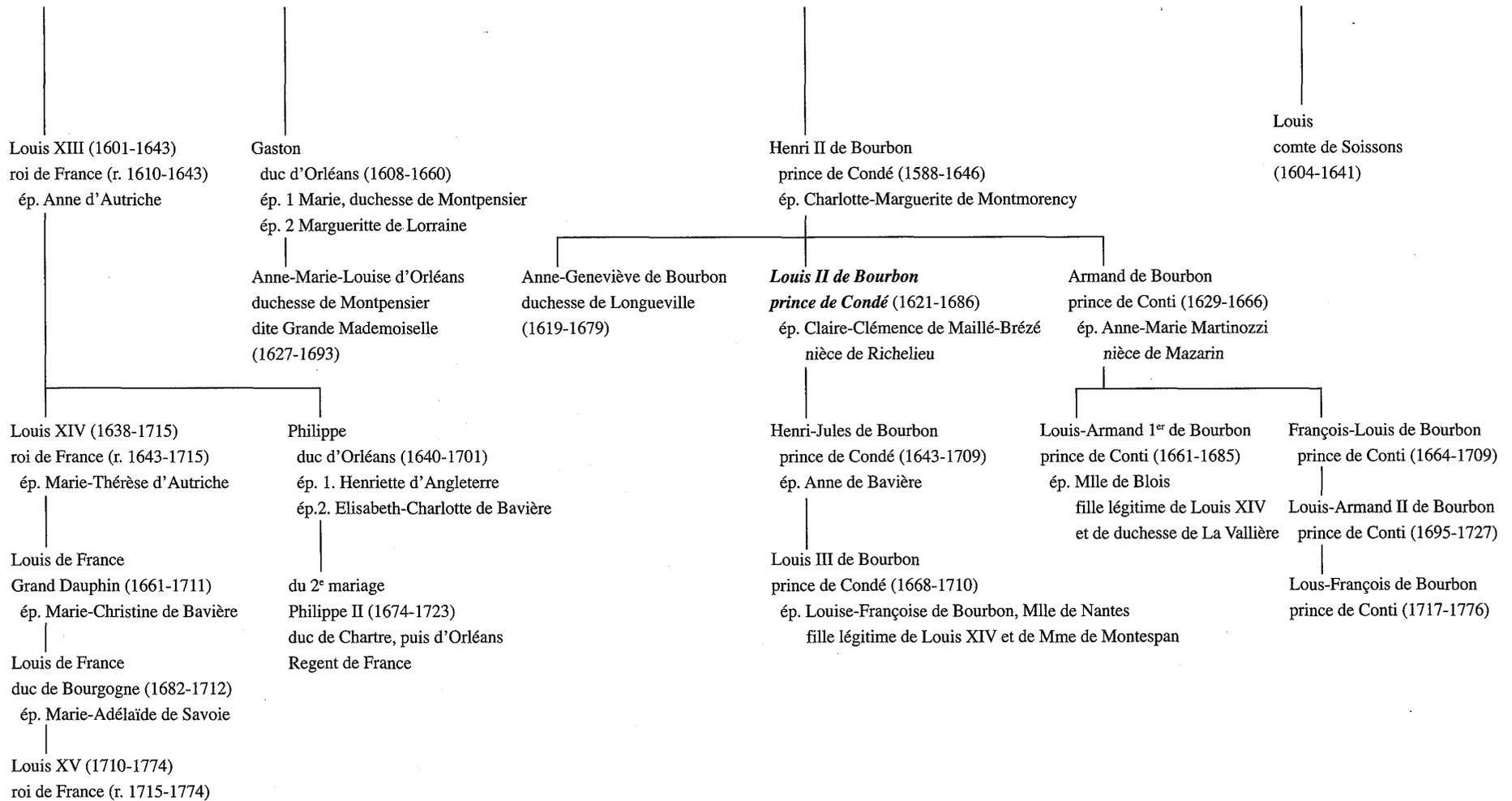
ただし、本稿が対象とする近世、とくに一七世紀以降、この血統親王という用語は、もつと意味を限定して用いられるようになる。すなわち、王族内部の階層秩序が厳密になり、王の直系卑属（子・孫・曾孫）ならびに在位する王の弟は血統親王には分類されなくなったのである。

一七世紀、王族は三つの「身分 ordres」に分けられていた。<sup>(13)</sup> 王を除く王族内「身分」でもっとも高い位置にあるのは、「フランスの子どもたち les enfants de France」という範疇で捉えられる王の直系卑属である。中でも王の長男は「王太子殿下 Monseigneur le Dauphin」と呼ばれ、王に次ぐ地位にある者として、他の王子たちからは明確に区別された。王太子以外の王子は「フランスの息子たち fils de France」（王女は「フランスの娘たち filles de France」と呼ばれ、さらにその子どもは「フランスの孫 petits-fils [petits-enfants] de France」と言われた。彼ら「王太子殿下」から「フランスの孫」までを含む「フランスの子どもたち」が王族内第一身分を形成する。

つづく王族内第二身分に当たるのが、王の弟姉妹およびその子どもたちで、彼らもまた「フランスの子どもたち」ではあったが、在位する王の嫡出子よりも下に位置づけられていた。彼らの中で、王の次男はとくに「ムッシュー Monsieur」という簡素な尊称で呼ぶ慣わしがあった。ルイ一四世の治世では、まず前王ルイ一三世の弟であるオルレアン公ガストンが「ムッシュー」と呼ばれ、彼の死後（一六六〇年）、この尊称はルイ一四世の実弟オルレアン公フィリップ Philippe 1<sup>er</sup>, duc d'Orléans に受け継がれた。ちなみに、「ムッシュー」の妻と

系図 ブルボン=コンデ家





\* Katia Béguin, *Les princes de Condé. Rebelles, courtisans et mécènes dans la France du Grand Siècle*, Seysell, 1999, p. 13 ; Lucien Bély, *La société des princes XVIe-XVIIIe siècle*, Paris, 1999, p. 235 ; Jean-Marie Constant, *Les conjurateurs. Le premier libéralisme politique sous Richelieu*, Paris, 1987, pp. 289-290 ; Jean Favier, *Dictionnaire de la France médiévale*, Paris, 1993, p. 161 ; François Bluche, *Dictionnaire du Grand Siècle*, Paris, 2005, p. 224 et pp. 398-399 ; *Nouvelle biographie générale depuis les temps les plus reculés jusqu'à 1850-60*, Paris, 1861, réimp., Copenhague, 1968, pp. 378-380をもとに筆者作成。

娘は、それぞれ「マダム Madame」「マドモワゼル Mademoiselle」という、これまた簡略な尊称で呼ぶのが慣わしであった。

そして王族内の第三身分が、厳密な意味での血統親王である。したがって、一七世紀に血統親王の範疇に含まれるのは、王の直系卑属でも弟でもない傍系親族ということになる。アンリ四世が即位した一五八九年からルイ一五世が成人する一七二三年までの間に、五家門二十七名を数えた。その五家門とは、モンパンシエ家、ソワソン家、コンデ家およびその分家であるコンティ家、そしてオルレアン家である。ルイ一四世の治世に限れば、モンパンシエ家およびソワソン家はそれぞれ一六〇八年と一六四一年に断絶しているので、コンデ家とコンティ家のみが狭義の血統親王であり、一七〇一年からはこれにオルレアン家が加わる（系図参照）。

コンデ親王家の当主は、第三代当主アンリ二世以来、血統親王の中でもっとも格が高い血統親王筆頭 *premier prince du sang* の地位にあった。たんに「親王殿下 *Monsieur le Prince*」と呼ぶときは、血統親王筆頭たるコンデ親王を指す。また、コンデ親王の長男は代々アンギャン公 *duc d'Anguien* を襲名し、血統親王次席を占め、「公爵殿下 *Monsieur le Duc*」と呼ばれた。その後、血統親王筆頭の地位は、一七〇九年に第五代コンデ家当主アンリ・ジュールが亡くなると、より王と血縁に近いオルレアン家のシャルトル公 *duc de Chartres*（後の摂政オルレアン公フィリップ二世）に譲られることになるが、それまで三代および一世紀に亘ってコンデ家がこの地位にあったことになる。<sup>(14)</sup>

たしかに、血統親王は王族の中では必ずしも高い地位にあったわけではない。宮廷儀礼においても、「フランスの子どもたち」との間に

は明確な差異が設けられてもいた。<sup>(15)</sup> しかし血統親王筆頭は、王太子が生れるまで、王位の推定相続人でもあった。<sup>(16)</sup> 実際、本稿の主役であるコンデ親王ルイ二世が生れた一六二一年には、国王ルイ一三世にはまだ世継ぎが生れず、王弟オルレアン公ガストンにも男児がなかったのだ。親王ルイ二世は王位までわずかな距離にいた。また、ルイ一四世が即位してからも（一六四三年）、一六六一年まで王太子がおらず、王弟フィリップも一六六一年まで未婚であった。したがって、一七世紀前半においては、コンデ親王家に王位が移動する可能性はかなり現実味を帯びていたわけである。

こうした血統親王筆頭としてのコンデ親王の特殊性を考慮に入れるならば、オメール・タロンの態度にも納得ができよう。また、コンデ親王を「もうひとつの王の身体」とみなすクリスチャン・ジュオーの解釈も説得力をもつように思われる。<sup>(17)</sup>

### 三 同輩公との確執

ところが、オメール・タロンの憤慨を尻目に、リウー伯の一件は急速に尻すぼみし、あっけない幕引きとなった。事件から二ヶ月足らずの九月二五日、ロレーヌ公のとりなしで、リウー伯は釈放されたのである。釈放の条件も、コンデ親王に謝罪する、ただそれだけであった。<sup>(18)</sup>

こうした尻すぼみの結末になったのには、いくつかの理由が考えられるが、ここではオメール・タロンの次の証言に注目したい。<sup>(19)</sup>

さらに私は、宮廷の大貴族が、すなわち自分が君主の家柄だと言

い張る人びと、さらには同輩公たちが、この「リウー伯の」行為をまったく遺憾に思っていないことを知った。それと言うのも、血統親王が思い通りに、彼らよりもはるかに高い地位についてしまっていたからである。……彼ら宮廷の大貴族は、仕返しされる恐れのないように見える相手には、侮辱を働く自由があると思っていた。……そしてこの機会を見せしめとして利用し、血統親王に似たようなことを理解させられると思いついていたのである。<sup>(20)</sup>

貴族社会の中に、タロンの見解とは反対に血統親王の特殊性を認めない意見が存在した。「もうひとつの王の身体」という観念を共有しない、あるいは共有しながらない人びとが居たのである。その代表として、オメール・タロンが指摘するのが「同輩公 ducs et pairs」である。

同輩公は、国王から与えられる特別な称号で、それを有する者たちは、アンシアン・レジームを通じ、血統親王とともに貴族社会の最上層を形成していた。理論上、同輩公になるためには家格や身分に条件はなく、軍隊や宮廷で目覚ましい活躍をした者が、その見返りに、王から領地を同輩公領 *duche-pairie* に格上げしてもらえばそれでよかった。極言すれば、貴族でなくても、王さえその気になれば、同輩公にしてもらうことができたのである。しかし実際は、王族や長年王家に仕えてきた名門貴族から選ばれるのが普通だった。<sup>(21)</sup>

彼らを他の貴族から分かつ指標は、その特権である。中でも、パリ高等法院の審議に参加し発言する権利と、王の聖別式に参与する資格がもつとも重視された。<sup>(22)</sup> 血統親王もまた、一五世紀の半ば以降、パリ高等法院への臨席を許されたが、ただしそれは同輩公の称号を併せも

つ親王のみで、同輩公ではないただの血統親王は除外された。<sup>(23)</sup> つまり、王との血縁関係は尊重されはしたが、中世末の段階では、それ以上に同輩公の地位が重みをもっていたのである。

ところが、一六世紀に入ると次第に状況が変わってくる。血統親王が王との血縁を理由に王族以外の同輩公に対し、上席権を主張するようになるのである。

血統親王と同輩公の攻防は一進一退を繰り返すが、最終的には血統親王側の勝利で一応の決着がつく。おそらく、長引く宗教戦争の過程で、王以上の勢力を誇示するようになった最有力同輩公ギーズ一門に対する警戒心が働いたのであろう、一五七六年二月、国王アンリ三世が滞在先のブロワで勅令を発し、以後如何なる儀式・会合であっても、同輩公の称号をもつ血統親王が上席につくことを認めたのである。この勅令は翌一五七七年、パリ高等法院に登記され、法的拘束力をもつようになった。たしかにこの勅令では、上席権をもつのは、同輩公である血統親王に限定されていたが、実際には血統親王全般に同輩公に対する上席権があるものと解釈されることになる。とくに、あのシャルル・ロワゾーが血統親王の優位を唱えたことが、後世の判断に決定的な影響を及ぼしたと言われる。<sup>(24)</sup> 爾来、血統親王は生まれながらにして同輩 (*pair ne*) であるとの考えが浸透していき、特別な存在とみなされるようになっていった。逆に言えば、アンリ三世の御世まで、血統親王は血筋を根拠に自らの地位の特殊性を云々することは難しかったのである。

一七世紀に入ると、同輩公に対する血統親王の優位はより鮮明になっていく。<sup>(25)</sup> 一六一四年の全国三部会でも血統親王に上席権が与えら

れ、同輩公はその後塵を拝することになり、王国全土から集まった三身分の代表に血統親王の優位を印象づけた。そしてわれらが主人公コンデ親王ルイ二世の時代には、血統親王の威信は頂点に達する。コンデ親王自身がこの流れを加速させる働きをした。詳しい年月はわからないが、まだ彼の父が健在だったころ（おそらく一六四三―一六四五 年ごろ）、親王ルイ二世は赫々たる武勲を背景に、ひとつの慣例を破る。パリ高等法院で国王座所の正面にあるパルケ *parquet* と呼ばれる空間を横切って、自席に向かったのである。当時、このパルケを横切る権利は血統親王筆頭、つまり彼の父にしか許されていなかった。それ以外の者はたとえ血統親王であろうと、迂回しなくてはならなかったのである。しかし、この日を境に、パルケを通る権利は血統親王一般の特権となった。またこれと相前後して、パリ高等法院院長は、審議の際、血統親王に意見を求めるときには帽子を手にもつようになった。相手が同輩公の場合は、帽子はかぶったままでよかった。

こうした公の場での差異化は、私的な領域にも影響を与えずにはおかなかった。とくに影響は言葉遣いにはつきり現れた。手紙の中で同輩公は血統親王を「殿下 *Monseigneur*」ないし「尊顔麗しき殿下 *Altesse Sérénissime*」と呼び、結語には「しがない従順な従者」を意味する *«très humble et très obéissant serviteur»* という表現を用いなければならなかった。一方、血統親王が同輩公に手紙を書くときには、たんに「貴殿 *Monsieur*」と呼びかけ、「献身的な従者」を意味する *«très affectionné serviteur»* で結べばよかった。この慣例が生れたのは、フロンド期に、さる公爵がコンデ親王に宛てた書簡に由来するとされる。<sup>(26)</sup>

以上見てきた一六世紀から一七世紀前半にかけての血統親王の地位

上昇について、アメリカの近世史家リチャード・A・ジャクソンは、「王朝原理と王の血筋の称賛<sup>(27)</sup>」と理解したうえで、次のような解釈を提示している。曰く「血統親王に内在する王朝原理は、フランス同輩を生み出した封建王政に完全に取って代わった。……絶対王政を理解しようと思えば、アンリ三世が出したプロワ勅令のような出来事の意味を捉えねばならない。この勅令は同輩〔公〕でもある血統親王に他のフランス同輩に対する絶対的な上席権を与えることで、王権の礎を固めたのである」<sup>(28)</sup>。

絶対王政の確立と血統親王の地位上昇を連動するものとみなすこの見解は、先述のクリスチャン・ジュオーによっても支持されている。「血統親王はこの〔絶対王政の〕飛躍の恩恵に浴<sup>(29)</sup>」したのであり、「もうひとつの王の身体」という考えもこうした解釈に基づいて導き出されたものだった。

しかし、この血統親王の優位、つまり王の血筋への敬意は、フロンドの時点においては後世の歴史家が見抜いたほどには確固としたものとはなっていないかったようである。少なくとも同輩公にとっては、認めたくない現実でありつづけていた。コンデ親王に危害を加えたリウー伯の父エルブフ公も同輩公であった。<sup>(30)</sup>したがって、コンデ親王とリウー伯の諍いは、長年に亘る血統親王と同輩公の対立の延長であり、その滑稽な形での現れであるともみなすこともできなくはない。そうであればこそ、宮廷にいる同輩公たちが「この〔リウー伯の〕行為をまったく遺憾に思っていない」という事態にもなったのである。オメル・タロンについて言えば、王家の血筋に由来する血統親王の特殊性は、すでに高等法院に登記された国家の法によって保証されたもので

あった。だから同輩公が血統親王を侮辱することは、法を侮辱することであり、また法の番人である高等法院を軽んじるものと映ったのであろう。これは職務と王に愛着を抱く高等法院次席検事にとって、とうてい許されることではなかった。<sup>(31)</sup> いずれにせよ、王の軍に楯突くコンデ親王とその支持者が王の血筋を重視し、王とともに居る宮廷の同輩公がその血筋を軽んじているという皮肉な状況が起こっていたのである。

#### 四 王権の守護者

コンデ親王は、血統親王を王と一体の神聖な存在とみなす考えと、その神聖性を認めようとしない態度、ふたつの相反する輿論に取り巻かれていた。では、親王自身は血統親王という自らの立場をどのようなものとして認識していたのだろうか。

一六四八年九月、パリ高等法院がまだ活発に反政府の気焰を上げていたとき、当時まだ宮廷側についていたコンデ親王は次のように語ったと伝えられる。

マザランの奴は自分のやっていることがわかっていない。用心しない、奴は国を滅ぼしてしまうだろう。高等法院は事を急ぎすぎる。……もし私が高等法院と一緒に事に当たれば、おそらくもっと上手く事を運ぶだろう。しかし、わが名はルイ・ド・ブルボン、王権を揺るがしたくないのだ。<sup>(32)</sup>

さらに翌年の一月にも、高等法院の態度を批判したうえで「自分は血統親王であり、国家を揺るがすことは望まない<sup>(33)</sup>」と言ったとされる。

つまり、コンデ親王もまた、血統親王としての地位を王権<sup>(34)</sup> 国家と一体のものともなし、自らその守護者となることを選んだわけである。では、一六五一年の秋から始まる親王とその一派の反乱、いわゆる「コンデ派のフロンド」*la Fronde condéenne* では、この王権の守護者としての立場はどうなってしまっただろう。

リウー伯の一件が起こった一六五二年の夏、コンデ親王はパリの実質的な支配者だった。親王のパリでの支配権を確立したのが、七月四日の「市庁舎の虐殺」と呼ばれる事件である。七月三日、パリ高等法院は、翌四日にパリの市役人と名士（街区、同業組合、聖職者、大学の代表）約三〇〇人を市庁舎に集め、パリ市の保全について討議させることを決めた。コンデ親王はこの機に、パリ市との同盟締結を目論み、会合当日、オルレアン公ガストンとともに市庁舎へと乗り込んだ。親王の要求は以下の通り。まず、「ムッシュー」オルレアン公を王国総代官 *lieutenant général du royaume* に就け、すべての権限を彼に移譲すること。次いで、コンデ親王を総司令官 *généralissime* に任命し、彼に全軍の指揮命令権を委ねること、であった。ある歴史家はこれを「血統親王の政府 *gouvernement de princes du sang*」<sup>(35)</sup> と表現している。

このとき、マザランとともにパリを離れていた国王は、すでに成人宣言を済ませていた（一六五一年九月七日）。法的観点からすれば、成人に達した国王は、自ら王国を統治するものとみなされる<sup>(36)</sup>。にもかかわらず、コンデ親王らは王の意向も問わずに政府を立ち上げようとした。理屈は単純である。王がマザランの「虜囚 *prisonnier*」<sup>(37)</sup> にされているとみなしたのである。しがたって、実際には王軍と戦火を交え

ていても、コンデ親王が王権の守護者としての血統親王の立場を捨てることがなかったのである。むしろ王を「虜囚」と解釈し、そう主張することで、王権の守護者としての立場を前面に押し出そうとしたとも言える。

しかし、市庁舎の会合に集まった市の役人や有力者たちは、親王方との同盟に明確な回答を避け、ただ国王のパリ帰還とマザランの追放を求めるにとどまった<sup>(38)</sup>。結局思うような成果が得られないまま、コンデ親王はオルレアン公とともに市庁舎を後にする。その直後だった。突然、グレーヴ広場に面した市庁舎の窓にマスケット銃が放たれた。それを合図にしたかのように、窓が次々に破られ、門扉に火がかけられる。群集が建物になだれ込み、手当たり次第市の有力者たちを血祭りにあげていく。騒ぎは深夜までつづき、犠牲者は一〇〇名を越えた。

この事件は、その直後からコンデ親王の関与が疑われていた。親王との同盟締結をパリ市が拒否することを見越して、兵士を群集の中に潜り込ませて彼らを扇動し、市の有力者に脅しをかけようとした、というのである。勿論、コンデ親王自身は関与を否定しているし、はっきりした証拠があるわけでもない。ここでは、この事件がもたらした結果だけに関心を向けよう<sup>(39)</sup>。

はつきりしているのは、この事件の後、パリはコンデ派が支配するところとなり、いわゆる「コンデの恐怖政治 la Terreur condéenne」が始まったことである。市政はコンデ派が掌握し、暴力を背景に市民から税を強制的に徴収した<sup>(40)</sup>。こうしてコンデ親王は力によって目的を達成したのである。しかし、その代償は大きかった。オメール・タロン

は虐殺事件の後、コンデ親王に関する次のような風評が広がっていたと伝えている。

何人もの人たちが信じていたところでは、こうした方法で親王殿下は有徳の士の勇気を挫き、暴徒やごろつき連中の気持ちを昂らせ、そうした手段でもってパリの主人になった。それに彼の気質は安寧秩序よりも戦争を好むので、戦争を続けられる状態を作り出したのだ……というのである<sup>(41)</sup>。

一再ならず「自分は血統親王であり、国家を揺るがすことは望まない」と語ったとされるコンデ親王自身が、安寧秩序の攪乱者として名指しされている。さらに、コンデ親王の冷酷な側面について次のような証言を残している。

「虐殺事件の後」オルレアン公殿は起きてしまったことに苦しみを表明されたが、親王殿下は彼に向かって、パリの絶対的な主人になるためにこの機を逃してはならない、と言った<sup>(42)</sup>。

ここではコンデ親王が実際に虐殺事件に関与したか否かは問題ではない。コンデ親王の王権の守護者としての自己イメージが、虐殺事件を機に大きく損なわれたことのほうが大切である。

こうした状況の中、一六五二年八月一二日、ポントワーズに移転させられていた高等法院で、マザランに国外退去を命じる国王宣言が読み上げられ、その一週間後の一八日、実際に宰相が宮廷を離れた。このマザランへの国外退去命令は、平和を回復するための作戦で、マザランは自分の意志で亡命したというのが、現在一般的な解釈である<sup>(43)</sup>。と言うのも、コンデ親王らがパリに「血統親王の政府」を立ち上げられたのは、事の真否は兎も角、王がマザランの「虜囚」となり、正当

な権力を行使できずにいたからであった。しかし、

マザランが王の宣告に従って王国を出たことよって、親王方は不安に駆られた。自分たちの利益を図ろうとの意欲はあっても、口実がなくなったからだ。パリの全市民は平和を望んでいた。例外は親王方の家臣たちや、王の帰還を恐れていた人びとで、彼らは罰せられるのを恐がっているのだった。<sup>(44)</sup>

このマザラン追放劇によつて、王は自らを唯一の正当な統治者として認めさせることに成功した。そして重要な点は、マザランを追放することによつて、王権の守護者としてのコンデ親王の立場がたんなる「口実」として斥けられるようになったことである。その結果、パリ市と高等法院の代表は、サンジエルマン・アンレに入った王のもとに向かい、パリへの帰還を正式に懇請することになる。さらにオルレアン公までが特赦を願ひ出る始末だった。<sup>(45)</sup> こうした情勢を前に、反乱を継続できないと悟つたコンデ親王は、十月一三日、パリを離れた。そしてスペイン領低地地方へと亡命し、以後七年余り、スペイン軍の総司令官 *généralissime* として戦いを続けることになるのである。

## 五 君主としての血統親王

当時のスペインはフランスの交戦国であつたため、コンデ親王の行為はただの反乱ではなく国家に対する裏切り行為とみなされた。<sup>(46)</sup> 実際、親王がパリを離れてから間もなく、王は親王に大逆罪を宣告し、すべての名誉と役職を剥奪することを決定した。さらに一六五四年にもあらためて死刑を言い渡した。<sup>(47)</sup> かかる状況の中、異国の地にあつて

コンデ親王は自らの立場をどのようなものと主張し得たのであろうか。

フランスの血統親王の地位をめぐつては、国際的な枠組みで何らかの総意があつたわけではない。ましてや相手は亡命中の身である。フランス王の一族として丁重な扱いを受けたのは確かだが、具体的にどのような位階にあるのかははっきりしていなかつた。より正確に言えば、血統親王の地位をめぐつて、コンデ親王本人と他の君主の間に認識の落差があつたのである。その認識のずれを示す好例がある。

一六五四年の夏、自ら王位を退いたばかりのスウェーデン女王クリステイナが、スペイン領低地地方を訪れた。男装を好み、デカルトを招聘したことで知られる、あの人物である。コンデ親王も彼女に会つてみたいと思つていた。元女王も、軍事的天才として名を轟かす親王に関心を抱いていた。ところが、ふたりは数度お忍びで面会したものの、公式な形で会談することは一度もなかつた。それは元女王が親王に対し、大公 *archiduc* (ドイツ語では *Erzherzog*) を遇するときと同じ扱いをしようとし、それに親王が得心できなかったからであつた。<sup>(48)</sup>

大公は、一四世紀中葉にルドルフ四世が名乗つて以来、ハプスブルク家の皇子だけが用いることのできる特別な称号だった。<sup>(49)</sup> 一七世紀初頭には、大公と言えば、低地地方を統治するオーストリア大公アルブレヒト *Albert, archiduc d'Autriche* を指した。<sup>(50)</sup> つまり、王侯社会の中でもかなり高い地位の特殊な称号だつたと言える。

しかし、コンデ親王は大公と同列に扱われることでは満足できなかった。なぜなら、大公そのものは主権を有する君主ではなつたからである。大公アルブレヒトは低地地方の独立君主というより、スペイン

王から自治を任された程度の権限しか有していなかった。スペイン王は低地地方に独自に守備隊を置きつづけていたし、アントウエルペンやヘントなどの要衝には司令官を派遣していた。また世継ぎがないまま大公が亡くなった場合は、統治権はスペイン王に戻されることになっていた(そしてそれは一六二二年に現実のものとなる<sup>(51)</sup>)。

たしかにコンデ親王も、大公と同じように、スペイン王のために働いていた。そのうえ、彼が率いる軍隊の費用も彼自身の生活費も、マドリッド政府が支給する援助金が頼りだった。にもかかわらず、親王には臣下としてスペイン王に仕えているつもりなど毛頭なかったのである。彼は肩書きこそスペイン軍の総司令官であったが、実際に指揮するのはフランスから彼に付き従ってやってきた彼自身の軍隊だった。それにコンデ親王は、一国の元首であるかのようにマドリッドの宮廷に「大使」としてフィエスク伯 *comte de Fiesque* を送り、スペイン王と対等な立場で交渉した。同様に、ロンドン、フランクフルト、ミラノ、リスボン、ローマなどヨーロッパ各地の宮廷へも「大使」や「密使」を派遣し、独自に外交活動を展開してもいた。<sup>(52)</sup>

つまり、コンデ親王にとってフランスの血統親王としての地位は、一国の君主に等しいものと映っていたと考えることができよう。血統親王を一国の君主と対等とみなすコンデ親王のこの誇りないし驕りは、帰国をめぐる交渉の過程でより一層はつきりと示されることになる。

コンデ親王の処遇は、フランスとスペイン両政府間の和平交渉でも重要な案件だった。そして一六五九年春から本格化する両国間の話し合いに、コンデ親王も家臣のピエール・ルネ *Pierre Lenet* を代理人と

して送り、折衝に当たらせた。

このとき、コンデ親王はふたつの選択肢を両王に提示している。ひとつは、反乱を起こす前に親王とその友人たちが有していた領地と役職のすべてを回復したうえで帰国を認めること<sup>(53)</sup>。コンデ親王は反乱以前、ギユエンヌ総督の他、十指に余る役職を有していたが<sup>(54)</sup>、その中でもとくに回復にこだわったのが、フランス大侍従 *grand maître de France* の職である。この職は、メロヴィング時代の宮宰職を起源にもつとされる宮廷官職の最高位で<sup>(55)</sup>、ブルボン朝では、血統親王家によって占められてきた。コンデ家は一六四三年以来この職を務め、親王ルイ二世も一六四六年に父が亡くなると、血統親王筆頭の地位と一緒にこの職を引き継いだ。血統親王の地位を象徴する役職でもあったわけである。

コンデ親王が提示したもうひとつの選択肢は、もし帰国が認められないのならば、スペイン領フランシュ・コンテ *Franche-Comté* を主権 *souveraineté* と一緒にコンデ親王に与えること<sup>(56)</sup>であった。フランスの脇腹に、コンデ親王を主権者 *souverain* とした新しい国家を造ろうというのである。

フランシュ・コンテを与えろというコンデ親王のこの要求は一見突飛なようにも見えるが、実際は現実的な戦略に基づいてのことだったかもしれない。フランシュ・コンテはかつてのブルゴーニュ公国の一部、ブルゴーニュ伯領に相当する。フランス王権はルイ十一世の時代からブルゴーニュ公国の吸収を図っていたが、ブルゴーニュ公国の解体後もこのフランシュ・コンテはフランスの手を逃れ、ハプスブルク家のものとなっていた<sup>(57)</sup>。しかしその後も、フランス王権はこの地を諦

めたわけではなかった。ブルゴーニュ公国解体からおよそ一世紀が経った一五九五年、フランス王アンリ四世は国内の宗教騒乱に終止符を打つと、フランシユコンテに進軍し、ここを占領しようと試みた。さらにアンリ四世の死後も、リシュリユーが三十年戦争への直接介入を決定すると、フランス軍は公然とフランシユコンテを侵したのだ<sup>(88)</sup>。こうした歴史的背景を踏まえるならば、コンデ親王は主権者となることでフランシユコンテを平和裡にわが物とし、それを手土産にフランスへの復帰を図ろうとしたとも考えられよう。ルイ一四世がフランシユコンテを欲しがっていたことは、後に二度の出兵を通じて(一六六七—一六六八年、一六七四年)、この地をフランスに併合したことからも明らかである。

フランス大侍従の職とフランシユコンテに対する親王の執着については、親王の内面に切り込んだ優れた伝記を書いたモングレディア<sup>(89)</sup>ンが、秘書に宛てた親王の書簡を引き、私たちに伝えてくれる。

もし(スペイン)王が現在所有しているのと同じ状態で、全収入ともどもフランシユコンテとそれに付属する要塞を何の留保もなしに私に与えてくれるなら、そしてもし、どこからも横槍が入ることなく君主権を行使でき、それゆえに私の大侍従の職がそのままの状態であつておかれるなら、それを受け入れるつもりである<sup>(90)</sup>。

また、コンデ家に関するもつとも充実した伝記の作者であるオマール公も、これとよく似た内容の手紙を引いている(一六五九年四月一日付け、ルネ宛)。

実を申せば、主権付きのブルゴーニュ伯領(フランシユコンテ)

以上に私に相応しいものは見当たらない。そなたに告白するが、そのためなら喜んで総督の地位も要塞も手放すだろう。ただし、私の友人たちがフランスで戦争以前と同じ状態を回復しても、らえばの話である。そしてまた、息子をフランスに送り返して、私の財産を享受させ、私の大侍従の職を与えることを許してくれるならの話だ。……私は息子のためにしかその職を辞するつもりはない。……この問題から抜け出るためには、次の三つの解決策のどれかひとつをとるしかない。友人ともども私をフランスに完全復帰させるか。それとも、先程述べたようなやり方で息子と友人たちを帰国させ、私にブルゴーニュ伯領を与えるか。あるいは、すべてを捨てて、今ある状態にとどまるか、だ<sup>(91)</sup>。

亡命中の、それも大逆罪の宣告を受けている人物の言葉とは、どうして思えない条件である。許してもらおうとか、譲歩してでも有利な条件を確実に引き出そうとかいった態度は微塵も感じられない。こうした態度を前にモングレディア<sup>(92)</sup>ンが「何という自尊心! 何という思いつは、たとえ大逆罪の宣告を受け、亡命していたとしても、フランス王家の血筋・聖王ルイの末裔であるという事実が変わりはなく、その高貴さゆえにフランス王以外の臣下になることなど思いも及ばなかった。そして、血統親王が祖国に居場所のない場合には、主権を有する君主として振舞うことが許されるものと信じて疑わなかったのである。

## おわりに

一六五九年一月七日、ピレネー条約が調印され、フランスとスペインの間に和平が成立した。そしてこの条約の十条項がコンデ親王の問題に割かれていた。それはコンデ親王を大いに満足させる内容だった。と言うのも、「〔フランス国王〕陛下は、当該親王殿下を實際に復帰させ、かつ、全財産並びにフランスの血統親王としての名誉・顯職・特権を自由に所有させ、享受させるものとする」ことが決められたからである。つまり、和平交渉に際してコンデ親王が提示した選択肢のひとつがほぼそのまま受け入れられたのである。コンデ親王に課された条件は、王に対し次のような内容の遺憾の意を表明することだけだった。

数年間に亘り、陛下に対して不愉快な振舞いをしたことに非常な心の痛みを感じ、フランスの内外で為したあらゆる敵対行為については全身全霊をかけて償いたいと思っているが、そうした敵対行為は不幸の結果であつて、陛下へ害を為そうとの意図はなかったたのであり、もし陛下が王に相応しい優しさを示して下さるのであれば、生涯をかけて堅い忠誠心をもってこの御親切に感謝申し上げます、ご命令には完全なる服従をもつて臨み、過去を償うよう努力する次第……<sup>(68)</sup>

反省しているのか、していないのか、よくわからない言葉である。が、コンデ親王は堂々と祖国へ戻り、再び血統親王としての地位を取り戻した。この事実が、フロンド以前の状態に回帰したことを意味するだ

ろうか。たしかに、表面的な結果だけを見ればそうかもしれない。しかし、血統親王の地位をめぐる認識については、コンデ親王の個人的な体験の意味は大きい。

コンデ親王自身は、反乱以前も反乱以後も、一貫して血統親王としてフランス王と一体の存在であると訴えつづけていた。その点では、血統親王を「もうひとつの王の身体」と見なすジュオーの理解は正しい。しかし、一六世紀末にその優位が確認されていたとは言え、血統親王の地位には常に曖昧さがつきまとっていた。血統親王に流れる聖王ルイの血を重視し、彼を「もうひとつの王の身体」と見なそうとする人びとがいる一方で、同輩公たちには血統親王の特殊性を否定したいとの願望が依然として燦ぶりつづけていた。また、フロンド期にコンデ親王は血統親王として王権の守護者を自認していたが、「コンデの恐怖政治」を体験したパリ市民には、コンデ親王の反乱が血統親王としての義務ではなく、たんなる「口実」に過ぎないと見なすようになった。さらに、亡命中は一国の君主として他国の君主と対等に接していたが、元スウェーデン女王との公式会談の頓挫が示すように、その根柢は脆いものでしかなかった。血統親王の地位をめぐることは、国内の貴族や市民の間でも、国際的な君主社会においても、フランス王との同一性を否定する見方が存在したのである。

それゆえ、血統親王が王と一体であるためには、ただそう主張しているだけでは不十分だった。血統親王が確実に「もうひとつの王の身体」となるためには、あらゆる妨害を排除し得る強力な後ろ盾が必要だった。その役割を担えるのは、同じ聖王ルイの血を分け持つ人物、つまり王本人以外にあり得ない。血統親王が「王のもうひとつの身

体」であるためには、王としっかりと結びつき、王からその特殊性を保証してもらわなければならなかったのである。

ただし、このことは血統親王の一方的な王への依存を意味しない。王もまた、血統親王の卓越した地位を保証することで利益を得ることができたのである。王の庶子をめぐる処遇が、その点を雄弁に物語っている。王の庶子の地位はルイ一四世の治世末まではつきりしていなかった。彼らに対して同輩公が絶えず上席権を主張していたからである。<sup>(64)</sup> サンシモン公が王の庶子に対して示した嫌悪感是有名である。<sup>(65)</sup> こうした反感があつたにもかかわらず、ルイ一四世は自らの庶子たちに血統親王に準ずる地位を与えた。王がこうした措置をとることができたのは、庶子たちを血統親王たるコンデ親王の孫や甥と結婚させることで、王の庶子もまた王族として正統な地位にあることを示していたからであつた。<sup>(66)</sup>

コンデ親王本人も、フロンドと亡命期の苦い経験を通じて、王との絆が結果として血統親王の卓越性を保証し、自分にとって利益となることをしっかりと理解していたに違いない。だから、かつては血統親王として傲慢とも言える自尊心を示し、猛々しい印象さえあつたコンデ親王が、甥のコンティ親王ルイ・アルマンと王の落胤ブロワ嬢との結婚式では、宮廷人全員が驚くほど温順な態度を示すことにもなったのである。セヴィニエ夫人の手紙はそのときの様子を伝えてくれる（一六八〇年一月一七日付、グリニャン夫人宛）。その手紙を読んで稿を閉じることにしよう。

……面白いお話をお教えします。あなたが聞きになるものは、最大かつ最も驚くべきことです。親王殿下が昨日お髭を整え

させたのです。剃ってしまったのですよ。錯覚でもなければ、人びとがいい加減に言い立てていることでもありません。本当です。宮廷の全員が証人です。ランジュロン夫人が慌てず獅子のよう手足を動かして、殿下にダイヤモンドのボタン孔のついたジュストコールを着せてあげました。それからひとりの部屋付き侍従が殿下の我慢につけ込んで、御髪にカールをかけ、お化粧までして、もつともお洒落な宮廷人に仕立ててしまったのです。鬢もまったく気になりませんでした。以上が結婚式の驚異です。<sup>(67)</sup>

#### 注

- (1) *Mémoires de Omer Talon*, Michaud et Poujoulat (éd.), Nouvelle collection des Mémoires relatifs à l'histoire de France depuis le XIII<sup>e</sup> siècle jusqu'à XVIII<sup>e</sup> siècle, tome XXX, Paris, 1854, p. 502. [以下「Mémoires de Talon」と略記。]
- (2) *Ibid.*, pp. 502-503.
- (3) *Ibid.*, p. 503.
- (4) *Ibid.*, p. 502.
- (5) *Ibid.*, p. 504.
- (6) *Ibid.*, p. 503.
- (7) ピエール・グベールは、「大貴族」として血統親王の他に、同輩公、大半の高位聖職者、そして少なくとも伯爵の爵位を有する貴族を列挙する。Pierre Goubert, *L'ancien régime*, tome 1, Paris, 1969, p. 139.
- (8) Christian Jouhaud, «Politiques de princes : les Condé (1630-1652)», in *L'Etat et les Aristocraties (France, Angleterre, Ecosse) XII<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècle*, textes réunis et présentés par Philippe Contamine, Paris, 1989, p. 338.
- (9) コンデ親王家に関するものとも詳しい伝記を記したオマール公であるが、この事件については一言も触れていない。私が確認できた範囲でこの事件に触れているのは、Henri Malo, *Le Grand Condé*, Paris,

- 1937, pp. 308-309 だったが、その扱いは、フロンド時代の一挿話として扱われてこの事件がもつ歴史的意義等については分析されてゐない。
- (10) Jouhaud, «Politiques de princes : les Condé (1630-1652)», p. 338.
- (11) *Ibid.*
- (12) Lucien Bély (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996, p. 1018 ; François Bluche (dir.), *Dictionnaire du Grand Siècle*, Paris, 2005, p. 1256. この二つのブリタニカ編『偉大な世紀事典』は「アンリ四世からアンリ四世までのフランスに関するすべての百科事典」(Yves-Marie Berceé, *Louis XIV*, Paris, 2005, p. 125) として記述されてゐる。
- (13) 以下、王族内の三分分については、Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, p. 1018 ; Jean-Pierre Labaut, *Les ducs et pairs de France au XVII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1972, pp. 72-73 を参照。
- (14) Bluche, *op. cit.*, p. 1256.
- (15) Emmanuel Le Roy Ladurie, *Saint-Simon ou le système de la Cour*, Paris, 1997, pp. 47-50.
- (16) Bluche, *op. cit.*, p. 1256.
- (17) ジュネオーによれば「もうひとつの王の身体」という血統親王の特殊性を理解していたのは、タロンひとりではなかった。フロンド期、コンデ親王派の人びとは、血統親王の特殊性を前面に押し出したプロバガンダを繰り広げてもいた。そのもともとも好い例としてジュネオーが挙げているのが、コンデ派のパンフレット作者クロード・デュボアスタキモンタンド、Claude Dubosc-Montrandé の書いた長さ表題のパンフレットである。その表題は次のように訴えかける。
- 一、血統親王に対して為される侮辱は、王の身体にかかわる国事犯であり、国王陛下を侮辱するものに対するのと同じくらい、あるいはそれ以上に厳しい罰に値する。
- 二、血統親王に対する尊敬を欠いた言葉は、国家への危害ないし犯罪と見なされるべきである。
- Jouhaud, *op. cit.*, pp. 351-352.
- (18) Malo, *op. cit.*, p. 309.
- (19) 第一にコンデ親王自身がリウー伯の即時釈放を求めたこと、次に事件と同じ日、国王がパリ高等法院にポントワーズへの移転を命令したことが考慮される。
- (20) *Mémoires de Talon*, p. 504.
- (21) Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, p. 449 ; Bluche, *op. cit.*, p. 501 ; Labaut, *op. cit.*, p. 34.
- (22) Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, p. 449.
- (23) Richard A. Jackson, "Peers of France and Princes of Blood", *French Historical Studies*, vol. 7 n. 1, 1971, p. 34.
- (24) *Ibid.*, pp. 42-43.
- (25) Labaut, *op. cit.*, pp. 338-340.
- (26) *Ibid.*, p. 338.
- (27) Jackson, *op. cit.*, p. 46.
- (28) *Ibid.*
- (29) Jouhaud, *op. cit.*, p. 338.
- (30) Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, p. 448 ; Bluche, *op. cit.*, p. 502.
- (31) ホメル・タロンの政治理念については、Joël Cornette, *La mélancolie du pouvoir : Omer Talon et procès de la raison d'Etat*, Paris, 1998 を参照。
- (32) Cardinal de Retz, *Mémoires*, in *Œuvres*, coll. «Pléiade», éd. par Marie-Thérèse Hipp et Michel Pernot, Paris, 1984, pp. 246-247.
- (33) *Ibid.*, p. 255.
- (34) ただこの証言を残しているのが、あの嘘つきで有名なレ枢機卿 cardinal de Retz なので、コンデ親王が実際に右の言葉を口にしたかについては疑問も残る。しかし一六四八年の段階で、コンデ親王が宮廷側につき、パリのフロンドを制圧するために働いていたことだけは事実であり、マザランへの反感があったにもかかわらず、彼が主宰する政府を守るために行動した理由の説明としては、レ枢機卿の証言には事の真否を超えた「真実」が含まれているように思われる。

- し枢機卿の証言に含まれる嘘と「真実」については、拙稿「史料としての回想録——枢機卿の叙述をめぐること——」『奈良史学』第二四号、二〇〇七年、七一—三二頁を参照。
- (35) Hubert Méthivier, *La Fronde*, Paris, 1984, p. 161; Michel Pernot, *La Fronde*, Paris, 1994, p. 304. フリジエ言われる「血統親王」は「マシニユ」も含んだ広い意味で用いられている。
- (36) Bernard Barbiche, *Les institutions de la monarchie française à l'époque moderne*, Paris, 1999, p. 31.
- (37) Pernot, *La Fronde*, p. 304; Méthivier, *op. cit.*, p. 161.
- (38) Pernot, *La Fronde*, p. 305.
- (39) 市庁舎の虐殺をめぐる当時の人びとの反応については、拙稿「史料としての回想録」を参照。
- (40) 「コンテの恐怖政治」の様相については、Méthivier, *op. cit.*, pp. 162-163; Pernot, *La Fronde*, pp. 306-307; Orest Ranum, *The Fronde: A French Revolution*, New York and London, 1993, pp. 332-224 を参照。
- (41) *Mémoires de Talon*, p. 496.
- (42) *Ibid.*
- (43) Pernot, *La Fronde*, p. 312; Méthivier, *op. cit.*, p. 163.
- (44) *Mémoires de Talon*, p. 509.
- (45) Méthivier, *op. cit.*, p. 164.
- (46) *Ibid.*
- (47) Pujot, *Le Grand Condé*, Paris, 1995, p. 225.
- (48) コンテとクリスティアナの面会については、以下を参照。George Mongrédien, *Le Grand Condé*, Paris, 1959, p. 136; Lucien Bély, *La société des princes XVI<sup>e</sup>-XVII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1999, pp. 442-446; Pujot, *op. cit.*, p. 233.
- (49) エーリヒ・ツェルナー（リンツベヒラ・裕美訳）『オーストリア史』彩流社、二〇〇〇年、一七二—一七三頁。
- (50) Bluche, *op. cit.*, p. 99.
- (51) *Ibid.*
- (52) Mongrédien, *op. cit.*, pp. 129-230, p. 133; Pujot, *op. cit.*, pp. 227-228.
- (53) Malo, *op. cit.*, p. 358; Mongrédien, *op. cit.*, p. 138.
- (54) Malo, *op. cit.*, p. 354.
- (55) 安成英樹「絶対王政期フランスの王権—宮廷とその儀礼を中心として—」『西洋史論叢』（早稲田大学西洋史研究会）第二七号、二〇〇五年、九五頁。近世フランスの宮廷官職については、まだまだわからないことも多いが、近年注目を集めている研究対象でもある。わが国では、右記安成論文の他に、鈴木教司「アンシャンレージュ期王宮官職の構成について（一）」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学料編』第一四号、二〇〇三年、一—三三頁などがある。
- (56) Mongrédien, *op. cit.*, p. 138, 141.
- (57) フランシユコンテの帰属はその後、ハプスブルク家の中で移動を繰り返す。まず、一四八二年のアラスの和約により、オーストリア大公マクシミリアンの手に移った。その後、神聖ローマ皇帝カール五世が譲位すると（一五五六年）、この地は息子のスペイン王フェリペ二世の支配下に入る。一五九七年にフェリペ二世が没すると、フランス・ユコンテの統治権は王女イザベラとその夫オーストリア大公アルブレヒトに移るが、大公夫妻が世継ぎのないまま没すると、統治権は再びスペイン王室に移った（一六二一年）。
- (58) Roland Fétier et Claude Isabelle Brelot (dirs.), *Histoire de la Franche-Comté*, Toulouse, 1977, réimp., 1985, pp. 205-232.
- (59) Mongrédien, *op. cit.*, p. 141.
- (60) Le duc d'Annale, *Histoire des princes de Condé pendant les XVI<sup>e</sup> et XVII<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1896, pp. 86-87.
- (61) Mongrédien, *op. cit.*, p. 139.
- (62) *Ibid.*, p. 255.
- (63) *Ibid.*, p. 144.
- (64) Bély, *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, p. 449.
- (65) Le Roy Ladurie, *op. cit.*, pp. 146-163.
- (66) 一六九四年五月、ルイ一四世は愛妾モンテスパン侯妃との間にでき

たふたりの息子、メーヌ公 *duc de Maine* とトゥールーズ伯 *comte de Toulouse* に、血統親王に準ずる上席権を与えた。その下準備としてそれ以前から、ルイ一四世は相次いで愛人との間にもうけた子どもを血統親王家と結び付けている。一六八〇年には、ラ・ヴァリエール嬢との子どもプロワ嬢 *Mademoiselle de Blois* をコンデ親王の甥、コンテ親王ルイ・アルマン一世 *Louis-Armand 1<sup>er</sup> de Bourbon, prince de Conti* に嫁がせた。その五年後には、モンテスパン侯妃との子、ナント嬢 *Mademoiselle de Nantes* をコンデ親王の孫、ブルボン公ルイ三世 *Louis III de Bourbon, duc de Bourbon* と結びつけている。さらに親王の死後には、メーヌ公を親王の孫娘と結婚させた(一六九二年)。

(67) *Bluche, op. cit., p.1256.*  
*Letres de Madame de Sévigné, de sa famille et de ses amis, recueillies et annotées par Monmerqué, tome VI, Paris, 1862, p. 200.*

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)